

大澤賢悟です。年度も新しく4月になりました。今年は確定申告期間中も運動を継続し、申告後に往復25.5km、高低差2400mの冬山にチャレンジしました。思っていた以上に大変でしたが、今までにない試みから多くのことが学べたので、今後に修正・反映していきます。新しいことにチャレンジするのは大変ですが、とても大事だと身をもって実感した1日でした。



Play to Earnと確定申告

Web3.0でのゲームなどを通じて収入を得るPlay to Earn。徐々に、日本でも利用者が増えています。ただし、ゲームの裏で複雑に税金が絡んできます。例えば、ゲームのクリア報酬やポイントプレゼントなどは要注意です。これまでのゲームの場合、ゲームの中だけでしか使えなかったのが問題になりませんでした。しかし、Web3.0ゲームのポイント(トークン)の場合、外部の市場で取引され、複数の仮想通貨を経て最終的に日本円に換金できるケースが多々見られます。このような場合、個々のポイントについて日本円に換金して所得を計算する必要があり、かなり手間がかかります。なお、サラリーマンなどはゲームでの所得が少なければ確定申告対象外になることもありますが、自営業者はなりません。

アルトコインとミームコイン

仮想通貨で一番有名なものはビットコイン。聞いたことはあるという人はかなり増えてきました。しかし、仮想通貨にはビットコインだけではなく、アルトコイン、ミームコイン等、様々なものがあります。アルトコインとはビットコイン以外のすべてのコインを指す言葉です。alternative coin(オルタナティブコイン)→略してアルトコインです。ミームコインはネット上のミーム(ジョーク)から生まれたコインです。面白さを重視しているものが多く、価値がないものがほとんどですが、成長とともに市場が生まれ投機対象になるものも出てきます。草コインや魔界コインと呼ばれる短期間で価値が100倍以上になるようなものもありますが、ギャンブル要素が高く、スキヤム(詐欺)コインが含まれていることもあります。注意してご利用ください。

NFTでデジタル空間でも取引が可能に

Web3.0の広がりとともに様々な分野に影響する技術としてNFT (Non-Fungible Tokenの頭文字をとったもの)があります。日本語訳すると非代替性トークンとなり、「代替性の無い = 代わりがない・一点物」を示すしるしのようなものになります。そのため、NFTを使うことでデジタル資産として取引できるようになります。例えば、有名画家の作ったデジタル画像とNFTを対応させることで、デジタル空間上でその画像の取引ができます。もちろん画像だけではなく様々なデジタルデータが対象となります。Web3.0の普及とともに様々な利用シーンが増えてくるため、身に着けておきたい知識ですね。

